平成27年労第29号

主文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年頃から昭和〇年までAにおいて配管工として就労し、平成〇年〇月から平成〇年〇月までは、B市所在の会社Cにおいて同社の本社ビルの管理人として就労していた。

請求人は、配管工やビルの管理人を行っていた際に、作業中に石綿にばく露したとして、平成〇年〇月〇日付けで労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第67条第1項に基づく健康管理手帳の交付を受けた。その後、請求人は、石綿にばく露したことが原因でじん肺症状を発症したとして、平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日に監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したが、監督署長は、同年〇月〇日付けでこれらを支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求したが、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した。

今般、請求人は、上記健康管理手帳が交付された平成〇年度より症状が憎悪しているとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人には労災保険法に規定された保険給付の対象となる疾病が認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平

成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日付けで、労働局長(以下「労働局長」という。) じん肺管理区分1の決定を受けた後、ほぼ毎年管理区分の申請を行い、管理1の決定を受け、その都度当該決定の取消しを厚生労働大臣に求めているが、すべて棄却されている。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人がじん肺症又は石綿との関連が明らかな疾病に罹患しているか否か、また、罹患しているとして、当該疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の付加的断

請求人は、石綿ばく露による疾病を発症し、当該疾病は石綿による疾病の認定 基準を満たすものである旨を主張しているので、以下、石綿ばく露による疾病と 認められるか検討する。

- (1) 石綿による疾病の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」(平成24年3月29日付け基発0329第2号。平成25年10月1日付け基発1001第8号で一部改正。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づいて検討する。
- (2) 請求人は、石綿ばく露歴について、Aにて昭和○年から昭和○年までの間、 配管工として保温材を巻く作業に従事し、また、会社Cにて平成○年○月から 平成○年○月までの間、壁や天井に石綿が含有された空調機室内でビル管理人

として就労したと主張している。

- (3)請求人に発症した疾病について、D医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書において、傷病名を「じん肺、慢性気管支炎」とし、平成〇年〇月以降の合併症所見について「特になし」と述べ、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、傷病名を「じん肺(珪肺)+COPD」とし、療養の必要性について「今のところ療養の必要認めず。」、その他参考となる事項として「肺がん、中皮腫、良性石綿肺水、びまん性胸膜肥厚のいずれの所見にも該当しない。」旨述べている。また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、傷病名を「石綿肺、続発性気管支炎」とし、療養の必要性について「気管支炎についての治療は必要と考えている。」と述べている。
 - 一方、G医師は、平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書において、「肺機能検査の1秒率は平成〇年 [57.1%]、平成〇年 [61.6%]と定常的に閉塞性障害を示すが、%肺活量の検査数値は概ね健常域でじん肺による拘束性障害は見られない。」、「呼吸困難は、画像所見、肺機能検査値からみて、じん肺による間質性病変や胸膜肥厚によるものでなく慢性閉塞性肺疾患による可能性が高いと考えられる。じん肺は疑われるも I 型以上のじん肺ないし石綿肺所見ではなく慢性閉塞性肺疾患を合併していると考えるのが妥当である。」と述べている。
- (4) 当審査会としても、医証等の資料及び画像所見を精査したが、G医師の意見は妥当であり、請求人に認められるのは、石綿関連疾患ではなく、慢性閉塞性肺疾患等の病変であって、認定基準の1の(1)に示された石綿よる疾病のいずれにも該当しない。

したがって、請求人には労災保険法上に規定された保険給付の対象となる疾病は認められないと判断する。

- (5) なお、請求人は労働局長のじん肺管理区分(管理1)の決定と監督署長の処分が矛盾する旨主張しているが、じん肺管理区分における「管理1」とは、じん肺の所見がないと認められるものとの決定であって、監督署長の処分と何ら矛盾するところはなく、請求人の主張は採用することができない。
- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給 しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。